

1 事 業 名

市道路線の廃止

市道 5-455 号線

2 事業の概要

上記路線については、既存路線を対象とした売払い申請がなされたことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

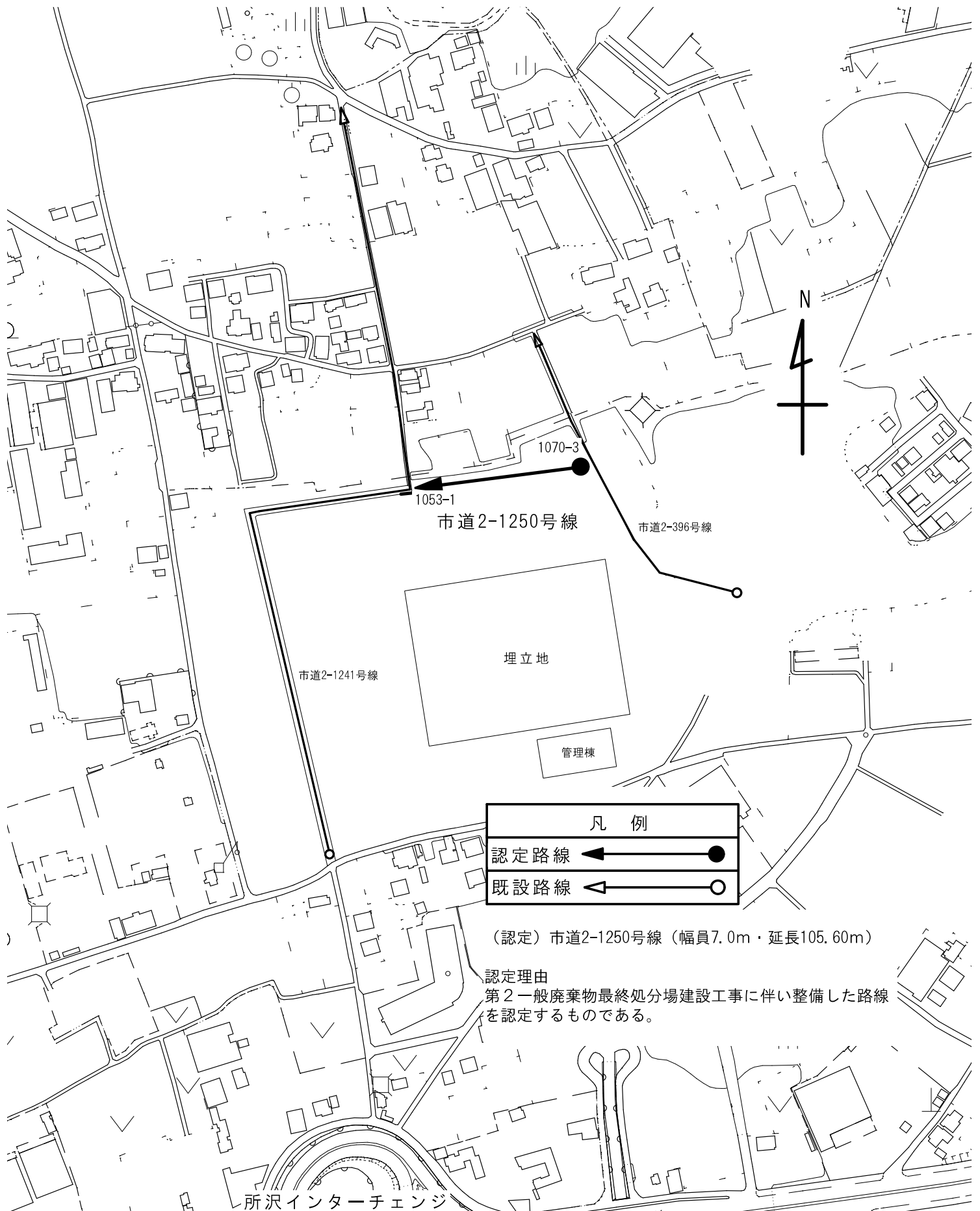
6 事業費及びその財源等

なし

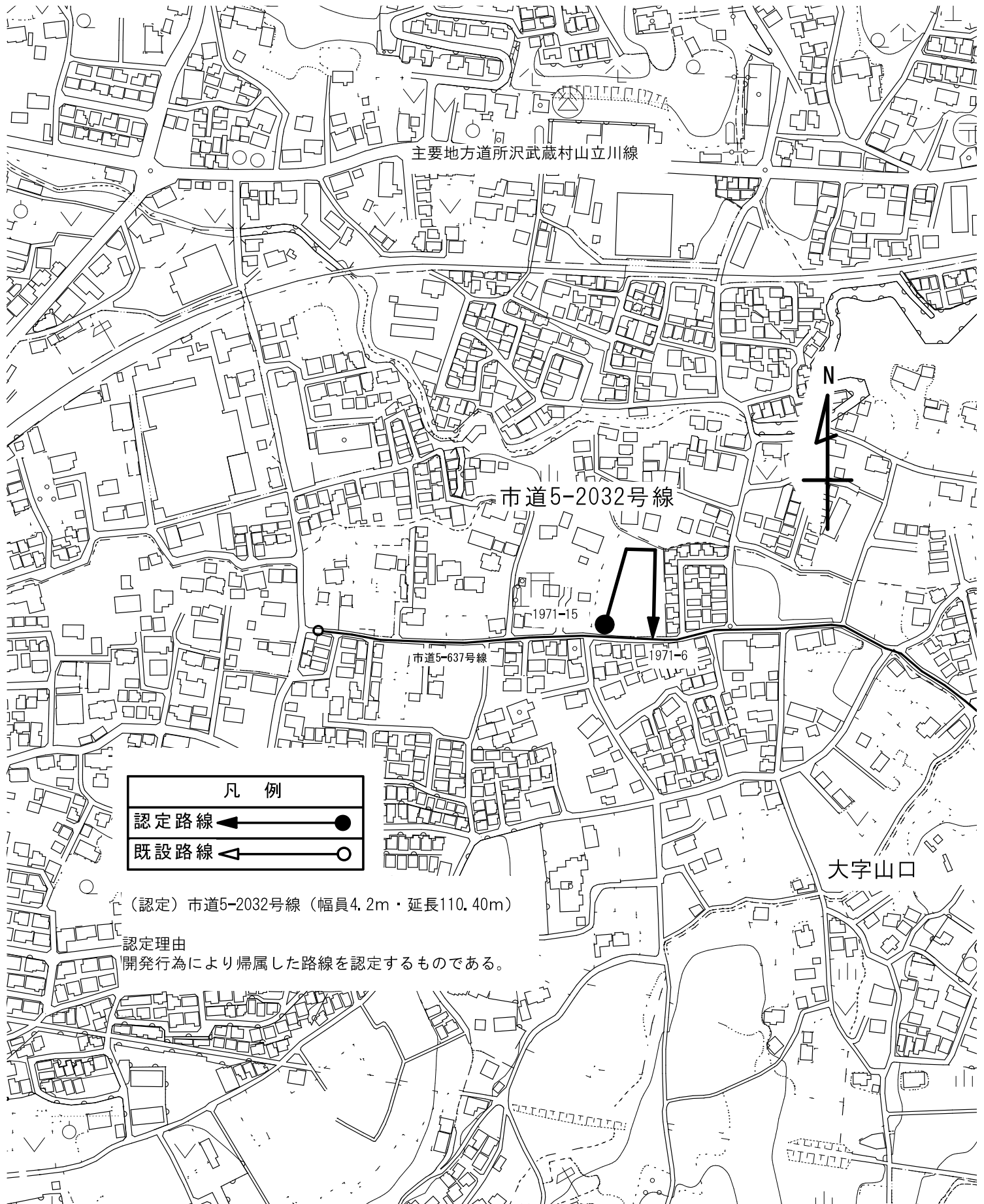
7 その他

廃止する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 3 のとおりである。

市道路線案内図 1



市道路線案内図 2



市道路線案内図 3

